

役員報酬等規程

(理事長報酬)

(理事長・理事・監事退任慰労金)

社会福祉法人湖陵福祉会
ハマナス保育園

社会福祉法人湖陵福祉会
理事長・理事・監事の報酬規程

(目的)

第1条 本規程は理事長と理事・監事(以下役員と言う)の報酬及び退任慰労金(以下報酬等と言う)の支給に付いて必要な事項を定める事を目的とする

(報酬等の種類と金額)

第2条 報酬等の種類及び金額は以下の通りとする

- ① 事長の月額報酬の金額は別表1の通りとする
- ② 理事長の退任慰労金に付いては別表2の通りとする
- ③ 役員 of 退任慰労金に付いては別表3の通りとする

(報酬等の支給及び変更と制限)

第3条

- ① 支給方法は手渡し又は指定口座に振り込むものとする
- ② 本規程は懲戒処分者や当法人の経営状況により変更や停止を役員会で協議決定し評議員会の了承後行う事が出来る
- ③ 賞与等臨時的支給金は原則支給しない

(規程の改廃等)

第4条 本規程に定めのない事例が生じた場合、役員会で協議決定し評議員会で了解の上対応する事が出来る

附 則 本規程は平成29年1月31日から施行する

附 則 本規程は平成29年9月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

湖陵福祉会役員報酬等規程

別表1

- ・ 理事長の月額報酬は50,000円とする
- 但し、上記金額には役員会時の費用弁償を含むものとする

別表2

- ・ 理事長の退任慰労金支給額は1期(2年)10,000円とし金額の上限は100,000円を超えないものとする
- ・ 役員の前席から理事長職に転じた者の慰労金は高い金額を支給する

別表3

- ・ 理事及び監事の退任慰労金支給額は1期(2年)5,000円とする
- 但し、金額の上限は50,000円を超えないものとする

この別表の改廃は役員会において協議決定する事が出来る